

生徒心得

明るく自由で活気に満ちた学校は、生徒の一人ひとりが、相互の人格を尊重し、規律に従いそれをよく守る精神から創造されるものである。

本校生徒は、学則に従いこの心得を守り、新潟北高等学校生徒としての自覚と誇りをもって学業に専念し、健全な高校生活を営むように努めなければならない。

1. 学習

高校生活の基本となるものは、各教科の地道な学習である。授業中は、教師の指導に従い、真剣に学習する。家庭においては、予習や復習をしっかりと行き充実した毎日を送るようにする。

2. 服装

- (1) 高校生であることの自覚にもとづき服装は清潔、端正であることを旨とする。服装についての規程は別に定める。
- (2) 通学時には、制服を着用する。
- (3) 私服で外出する際は、高校生としてふさわしいものを着用する。

3. 礼儀

- (1) 本校職員や学校来訪者にはあいさつをする。
- (2) 職員室、準備室、事務室等へ入る時には、コート類を脱ぎ、出入りの際は、あいさつをする。

4. 出欠席

- (1) 始業から放課まで校地外へ出てはいけない。

やむを得ない場合には、ホームルーム担任の許可を得て外出許可証を携帯する。

- (2) 欠席、遅刻、早退等が事前にわかる場合には、必ず保護者が始業時までには電話で連絡する。
- (3) 欠席、遅刻、早退、欠課および忌引は、そのつどすみやかに所定の届け出をする。病気で1週間以上欠席する場合には、医師の診断書を添えて提出する。
- (4) 所定の時間までに下校する。
- (5) 忌引の日数は、下記の通りとする。

父 母	祖父母・ 兄弟姉妹	曾祖父母・ 伯叔父母
7日以内	3日以内	1日

- (6) 学校感染症にかかった場合は、出席停止となる。医療機関より学校感染症の診断を受けたら、すみやかに学校へ報告すること。
※学校感染症とは、インフルエンザ、百日咳、麻しん、風しん、水痘、新型コロナウイルス感染症など

5. 交通安全

- (1) 自転車通学の際には、次の事項を厳守する。
 - ア. 通学に使用する自転車には学校指定のステッカーを貼ること。
 - イ. 道路交通法を遵守すること。
 - ウ. 降雪時は、自転車通学を控えること。
 - エ. 自転車保険への加入をすること。

- (2) 原付・自動二輪車免許の取得は禁止する。
- (3) 自動車運転免許については、第3学年夏季休業より自動車学校等の入校及び受験を許可する。

免許取得を希望する場合は、次の事項を厳守する。

ア. 「自動車学校入校届」を学校に提出する。

イ. 受講のために授業や学校行事等を欠席してはいけない。

ウ. 免許を取得したときには、すみやかに学校に「取得届」を提出する。

エ. 免許を取得しても、原則として在学中は運転してはいけない。

6. 校舎、校具の使用

- (1) 校舎、校具の使用、取扱いは、丁寧、慎重にする。もし破損があった時には、ただちに管理責任者またはホームルーム担任に届け出る。
- (2) 校舎、校具を授業以外に使用する時は、担当教師の許可を得てから使用し、使用後はその旨報告する。
- (3) 校内での火気の使用は、禁止する。ただし冬期のストーブの使用については、別に定める規程による。

7. 所持品

- (1) 所持品は、学年、ホームルーム、氏名を明記する。
- (2) 所持品の紛失、盗難および物品の拾得等の場合は、ただちにホームルーム担任、クラブ

顧問教師等に届け出る。

- (3) 貴重品は各自で管理する。
- (4) 携帯電話は登校後から終礼まで、電源を切り、ロッカーにしまうこと。また、ネット上で他人を誹謗・中傷することなどは絶対にしないこと。

8. 環境美化

- (1) 校舎内外の清掃はきちんとやり、整理・整頓に努め、環境美化をはかる。
- (2) 清掃は、各ホームルームの当番が行い、終了後は担当教師に報告する。

9. 生活一般

- (1) 交友は、友情と協力を重んじ、異性との交際は明るく健全であることを心がける。
- (2) 高校生として好ましくない場所や禁止されている場所（例えばパチンコ店、酒類を提供する店等）へは出入りしない。
- (3) アルバイトは原則禁止とする。
- (4) 長期で生徒だけの旅行、登山、キャンプ、サイクリング、スキー等は、その計画、日程等を届け出て、学校の許可を受ける。
- (5) 校内での各種会議、集会は担当教師に報告し許可を得てから行う。
- (6) 校内での掲示、刊行物の配布、募金については担当教師に報告し許可を受ける。
- (7) 選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに本校生徒としての自覚を持って行うこと。

服 装 規 程

1. 男子生徒

(1) 冬服装

上着（校章入り）

スラックス

ベスト・セーター・カーディガン着用可

ネクタイ

ワイシャツ（マーク入り）

ソックス

以上ソックスを除き、本校指定のもの

(2) 夏服装

ズボン

ワイシャツ（マーク入り）

ベスト・セーター・カーディガン着用可

ソックス

以上ソックスを除き本校指定のもの

2. 女子生徒

(1) 冬服装

上着（校章入り）

スカートまたはスラックス

ベスト・セーター・カーディガン着用可

リボン(スカート)またはネクタイ(スラックス)

ブラウス（マーク入り）

ソックス（マーク入り）

以上本校指定のもの

- (2) 夏服装
スカートまたはズボン
ブラウス（マーク入り）
ベスト・セーター・カーディガン着用可
ソックス（マーク入り）
以上本校指定のもの

- 女子ソックスは、学校指定と同様のもの（紺または黒）を許可する。
- 冬期は女子ソックスをタイツ（黒または肌色）に替えることができる。
- 女子が冬期間のみスラックスを着用する場合はリボンの着用を認める。

3. その他

- (1) 着用期間
冬服…10月1日から翌年5月31日までを基準とする。
夏服…6月1日から9月30日までを基準とする。
なお、移行期間を前後2週間とし、具体的な実施についてはその都度指示する。
- (2) ワイシャツの裾はズボンの中に入れること。
- (3) 高校生にふさわしくない頭髪、化粧、アクセサリーなどは禁止する。

- (4) 校内では学校指定の内履きをはくこと。
- (5) 特別な事情で、決められた服装ができないときは許可を受けること。

4. 服装規程に違反する場合の指導

注意しても改善されない場合は、保護者に連絡する。